

多重債務問題改善プログラムの実施状況について
〈概要〉

平成20年6月10日

多重債務者対策本部

- 深刻化する多重債務問題を解決するため、平成18年12月に成立した改正貸金業法により、貸付けの上限金利の引下げ、貸付残高の総量規制の導入等を実施。
- 平成19年4月には、改正貸金業法の完全施行に向け、既存の借り手や、相対的にリスクの高い借り手等に対する「借り手対策」として、以下の4つの施策を柱とする「多重債務問題改善プログラム」を策定（多重債務者対策本部決定）。

1. 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化
2. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供
3. 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化
4. ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化

- これらは、国・地方自治体及び関係団体が一体となって実行すべき施策。
- 併せて、多重債務者対策本部において、少なくとも改正貸金業法の完全施行までの間、各年度において、各施策の進捗状況のフォローアップを行い、本プログラムの着実な実施を確保。

1. 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化

<プログラムの概要>

- 多数の多重債務者がどこにも相談できないまま生活に行き詰まるおそれがある中で、相談体制の強化はすぐに措置すべき課題。
- 地方自治体は、住民への接触機会が多く、多重債務者の掘り起こし（発見）・問題解決に機能発揮が期待できる。こうした機能が発揮されるよう、各自治体に各部局間の連携を要請。

<実施状況>

- ▽ 各都道府県消費生活行政担当部局長宛てに、関係団体との緊密な連携のもと多重債務者対策に積極的に取り組むよう要請。併せて、管内市区町村に対しても同旨の周知・協力の要請を依頼（平成19年4月20日）。〔金融庁・総務省〕
- ▽ 全国の地方自治体における相談窓口の整備を一層促進し、各地域の多重債務者が相談窓口を訪れる一つの契機を提供すべく「全国一斉多重債務者相談ウィーク」を実施。平成19年12月10日（月）～16日（日）の期間中、延べ450箇所の相談会場に約6,000人の相談者が来訪（平成20年度も実施予定）。〔多重債務者対策本部・日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会〕

- 市町村による相談については、一律の対応を求めるのではなく、対応能力に応じた取組みを要請。
⇒遅くとも、改正貸金業法完全施行時には、どこの市町村に行っても適切な対応が行われる状態を実現することを目指す。

（詳細は「多重債務者相談窓口向けアンケート 調査結果」<市区町村>参照）

- ▽ 多重債務者からの相談を受け付ける相談窓口を設置していると回答した市区町村：1,515市区町村
（調査対象は全1,823市区町村、うち、回答は1,793市区町村）
- ▽ 平成19年度下半期の市区町村の相談窓口への相談者数：約51,400人
- ▽ 相談者に対する対応状況
 - ・相談カードに相談者の債務状況を整理し、相談者の事情を聴取した上で、法律専門家等の連絡先を教える：569市区町村※
 - ・相談カードに相談者の債務状況を整理し、相談者の事情を聴取した上で、相談員自ら法律専門家等のアポイントメントを取る：340市区町村※
※ 債務方法の説明等、更なる取組みを行っている市区町村も含む
 - ・簡単な家計管理指導を行うとともに定期的なフォローアップを行う：17市区町村

○ 都道府県に、以下の取組みを要請。

- ① 自らの相談窓口における相談体制・内容を充実（市町村の相談体制の補完）
- ② 都道府県庁の関係部署、警察、弁護士会・司法書士会等による「多重債務者対策本部（又は同協議会）」を設立し、必要な対策を協議。
- ③ 市町村のネットワーク作り等を支援。

（詳細は「多重債務者相談窓口向けアンケート 調査結果」＜都道府県＞参照）

▽ 全ての都道府県が多重債務者向けの相談窓口を設置済。また、都道府県庁の関係部署、警察、弁護士会・司法書士会等による「多重債務者対策本部（又は同協議会）」も設置済。

▽ 平成19年度下半期の都道府県の相談窓口への相談者数：約28,500人

▽ 相談者に対する対応状況

- ・相談カードに相談者の債務状況を整理し、相談者の事情を聴取した上で、法律専門家等の連絡先を教える：18都道府県※
- ・相談カードに相談者の債務状況を整理し、相談者の事情を聴取した上で、相談員自ら法律専門家等のアポイントメントを取る：26都道府県※
※ 債務方法の説明等、更なる取組みを行っている都道府県も含む
- ・相談者に家計収支表を手交し、簡単な家計管理指導を行う：青森県、群馬県

▽ 広報誌やラジオ放送等を利用した多重債務問題に関する啓発活動、多重債務相談に関する市町村向けのQ&A集の作成等各都道府県毎に様々な取組みを実施。

○ 国は財務局における相談体制を強化するとともに、自治体向けに実践的な相談マニュアルを作成するとともに、相談員向けの研修・指導の機会を設けるよう促す。

▽ 多重債務者相談に携わる職員向けの「多重債務者相談マニュアル」（冊子及びDVD）を作成し全ての地方自治体及び関係団体に約2,200部配布（平成19年7月）。平成20年3月には、家計管理の必要性を解説した「補遺」を追加した改訂版約6,000部を再送付。〔金融庁〕

▽ 平成20年4月から、各財務（支）局及び沖縄総合事務局に多重債務者向け相談員を配置し（相談員合計43名）、相談業務を開始。〔金融庁、財務省、内閣府〕